

武雄市農業委員会

平成30年5月総会議事録

平成30年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年5月2日(水)
(開会)午後14時00分 (閉会)午後15時30分
2. 場 所 杵藤地区広域市町村圏組合事務室 大会議室
3. 出席状況 出席者35人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千 代 喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣		○
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項
- | | |
|--|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 6件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第3号 農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第5号 農用地利用配分計画(案)について | |
| 議案第6号 武雄市非農地証明について | 3件 |
| 議案第7号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について | |
5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それではただ今から、平成30年5月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

 本日は30番 安永 和廣 委員より欠席の届け出があつております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

 それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 皆様こんにちは。ゴールデンウィークの後半になりますが、皆様には何かとお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。

 4月21日に新庁舎の落成式があり、農業委員会を代表して出席いたしましたので、ご報告申し上げます。災害があつた場合にはすぐ機動ができるような作りになっておりました。また農業委員会事務局は3階にあります。3階にはテラスもあり眺めもいいそうですので、ぜひ皆様も行かれて下さい。

 さて、1月2月は非常に寒い日が続きましたが、3月になると非常に暖かくなりました。私もお茶を作っておりますが、普通のヤブキタ茶については4月中に茶摘みの作業が完了いたしました。例年より1週間早くなっております。また、玉ねぎについても昨年並みには、できあがっているのではないだろうかと思っております。また麦についてもあと20日すれば収穫を迎えます。皆様方には、麦収穫後、田植へと、春の農作業が続きます。大変だと思っておりますので、健康には十分注意してがんばって下さい。

 それでは、ただ今から平成30年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。

 本日の議事録署名人に、2番 末藤 良郎 委員、19番 松尾 正博 委員を指名いたします。

 それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局から報告してください。

事務局 先月皆様にご審議いただきました案件は4条が3件、5条が11件、農地転用許可後の事業計画変更承認承認申請及び第5条の許可申請が1件ございましたが、県の担当者が異動により変わったという事もあり、まだ許可は出ておりません。近日中に出るかと思えます。

 続きまして「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況報告」について」別紙のとおり4月分は3件出ております。このうち1番目の〇〇の案件は、〇〇町の元農協の西側です。そこに〇〇を作る予定で許可を取られましたが、その後〇〇が変わったため、〇〇の必要性を含めた今後の見通しがまだ立っ

ていないであるとの報告です。これは県も含めて継続協議中です。
以上ご報告申し上げます。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 　　では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。この6件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　申請番号1番から3番までは譲受人が同一のため一括して説明します。
所有権移転。〇〇町の田6筆、畑2筆、計8筆5,345㎡です。「現在休耕地で、取得後に農地形状変届を提出し、畑にして〇〇を栽培したい」という案件です。農地の価格は8筆で〇〇万円です。1反当たり直すと〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、434㎡。「市外在住のため維持管理できない」ということで今回申請されています。土地の代金は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、856㎡。「後継者がなく、隣接耕作者に譲渡したい」という譲渡人の理由と、譲受人の規模拡大のため申請されています。土地の代金は〇〇です。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田3筆、計1,107㎡。「高齢のため管理できない」という譲渡人の理由と、譲受人の規模拡大のため申請されています。土地の代金は〇〇です。

以上、6件とも判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 　　議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 　　特に無いようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 　　1・2・3番の案件は〇〇栽培の計画書が出ていますか。

事務局 　　計画書は出されておられません。正式に形状変更の届出を出される際には、営農計画書を出してもらいたいと思います。

会 長 他に意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出をされています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計2,241㎡。「申請地は住環境が整っており、宅地分譲を行いたい。」という案件です。宅地8区画と、隣接農地への進入路を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。使用貸借権設定。〇〇町の田1筆、466㎡。「現在賃貸住宅に住んでいるが、子育てサポートを受けやすい実家の隣に一般住宅を建設したい。」という案件です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、601㎡。「現在アパート住まいだが、子供の誕生に伴い手狭になるため祖母宅の近くに一般住宅を建設したい」という案件です。申請地の601㎡は一般住宅にしては少し広いようですが、道路と申請地に高低差があり、擁壁で173㎡が必要となり、面積としては妥当であると判断しております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。1番の案件につきましては、4月25

日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年4月25日午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、広域圏組合大会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による1件の申請について審議しました。

申請番号1番の「宅地分譲及び農地進入路」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました

主な質疑・要望は、

一点目に「周辺の道が狭いが大型車は入るのか。」という質疑があり、これに対し「花島保育園跡地の方の道は狭いので、工事車両等は東の方から出入りするようになります。」という回答がありました。

2点目に、周辺農地への給水及び宅地からの排水について質疑があり、これに対し、「西側の宅地に合わせて、農地への給水については市道沿いの側溝を付替え、宅地からの排水については南側の水路へ放流します。」と回答がありました。

3点目に「南側の水路について、掃除しやすいように、一輪車が通れるようにしてほしい」と区から要望があったので、「水路から1mはコンクリートを張り、通路とする予定である。」という説明がありました。

4点目に「農地への進入路として敷地内の道路を利用する計画であるため、泥で汚れると思うが購入者への説明はどうするのか。」という質疑があり、これに対し「泥や農薬散布、農機具の騒音については、購入者へ説明し、契約書に明記したい。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたことを報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る2番から3番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 3番の一般住宅の面積が広いという話でしたが、土羽や法面を含んだ面積

が広いということでしょうか。

事務局 その通りです。

会 長 他にないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

**《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更 及び
農地法第5条の規定による許可申請》**

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆、田1筆、計367㎡。

平成16年に譲渡人が計画者となり一般住宅を目的として転用許可を受けられました。所有権移転登記は行われましたが、その後計画者が転勤となり事業が完了されておりました。

そこで今回、譲受人が事業継承者として申請をされておられます。現在の宅地では車の進入・駐車が不便なため、申請地に一般住宅を建設したいということです。同時利用地として宅地136.39㎡を含んでおります。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局から説明がありました。この案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

〇〇番委員 同時利用地の宅地には元々地区の公民館がありましたが、今は解体されて更地になっています。周りに田畑とありますが、高齢者ばかりで何も作られ

ておりません。建物が建っても特に影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては、承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第2号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	2件、	3筆、	4,670 m ² 。
	再設定、	17件、	24筆、	32,392 m ² 。
橘町。	田。新規、	12件、	24筆、	57,041 m ² 。
	再設定、	36件、	70筆、	99,984 m ² 。
	畑。新規（なし）			
	再設定、	1件、	2筆、	537 m ² 。
朝日町。	田。新規、	1件、	4筆、	8,671 m ² 。
	再設定、	18件、	36筆、	65,322 m ² 。
若木町。	田。新規、	2件、	2筆、	574 m ² 。

再設定、 1 件、 4 筆、 4,906 m²。

武内町。 田。新規 (なし)

再設定、 13 件、 34 筆、 30,717 m²。

畑。新規、 1 件、 2 筆、 1,135 m²。

再設定 (なし)

東川登町。 田。新規、 3 件、 6 筆、 11,738 m²。

再設定、 10 件、 26 筆、 28,190 m²。

西川登町。 田。新規、 2 件、 3 筆、 2,563 m²。

再設定、 2 件、 4 筆、 4,579 m²。

山内町。 田。新規、 2 件、 2 筆、 2,167 m²。

再設定、 14 件、 24 筆、 34,876 m²。

北方町。 田。新規、 2 件、 2 筆、 3,335 m²。

再設定、 19 件、 36 筆、 57,390 m²。

畑。新規、 1 件、 1 筆、 2,976 m²。

再設定 (なし)

となっています。

このうち〇〇町の1番についてご説明します。60ページをご覧ください。借受人の法人は〇〇に本社がありますが、今回農業分野への参入のため、社員2名を武雄営業所に配置され、年間200日程度、農業に従事される見込みで申請を出されています。また、代表取締役も〇〇に基点を置きながらも年間150日程度は農業に従事される見込みです。

こちらの法人については農地所有適格法人の要件を満たしておらず、解除条件を付しての利用権設定となっております。農地の場所は〇〇付近から山手へ行ったところです。栽培作物は〇〇です。

全体の説明に戻ります。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については69ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

事務局の説明が終わりました。このうち北方町の1番の案件については、4月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年4月25日午後1時30分から広域圏組合大会議室及び現地にて、A班及び地元農業委員により調査委員会を開催しました。議案第4号農用地利用集積計画（案）の北方町1番の申請について、申請者の現場責任者から、申請理由・営農計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「今回が初めての農業に関する事業か。」という質疑があり、それに対し、「初めての試みです」という回答がありました。

2点目に「農作業等は何人で行うのか」という質疑があり、それに対し、「主には武雄に在住する二人です。」と回答がありました。

3点目に「除草や植え付け、収穫等人手が必要な作業はどうするのか」という質疑があり、それに対し「作業量が多いときは、〇〇から応援にきてもらったり、〇〇に手伝ってもらいます。」と回答がありました。

4点目に「なぜ人家の近くではなく、山の方を選んだのか。」という質疑があり、これに対しては地元委員（〇〇委員）から「〇〇は繁殖力が強いので平場ではして欲しくない」との回答がありました。

5点目に「繁殖力が強いとのことだが、もし撤退する場合はどうするのか。」という質疑があり、これに対し「すべて収穫し、種が残らないようにします。」という回答がありました。また、確約書に記載してもらいました。

6点目に「水は確保しているのか」との質疑があり、これに対し「まだしていないが、必要と考える。」「食品なので水道水も必要と考える。」と回答がありました。

地元委員（〇〇委員）からは、

「当該農地について、土地の所有者が草払いのみして管理をしているが高齢となり管理することが難しくなっている。」

「所有者が元先生ということもあり、志あるものを応援したいと思っている。」

「〇〇の繁殖力について、当該農地は周りが山なので影響はあまり心配していないが、周囲の人が興味を持って自分の家付近で栽培をし、繁殖していかないかが心配である。」

「申請者が初めての農業事業ということで、自分が現場への出向き見守りをする。」

との意見がありました。

以上、質疑等ありましたが、北方町1番の案件について、調査委員会としては、申請者の農業への参入について、応援し、見守っていくことを確認し、農用地利用集積計画（案）として差し支えないという判断になりました。

なお、借料の〇〇円については、固定資産税相当額との事でした。
以上、1件の審議結果について報告いたします。

会 長 調査委員会の報告が終わりました。調査委員会としては、若者の農業への参入を応援するという事で、議案として差し支えないという判断になりました。

それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 〇〇町の1番の案件について補足します。先日地元で区役がありました、そこに借受人のところから2名が出席して草払いをされ、その後の懇親会で地元の方に事業の内容を説明され、地元の方も納得されたと、地元の役員から連絡がありましたので、皆様におつなぎします。

〇〇番委員 〇〇とはどのような作物ですか。

〇〇番委員 だいたい「かや」のような品種です。落花生のように根に身ができます。4か月でできて、洗って、4日間干したら生で食べられるとの事です。

〇〇番委員 カヤツリグサと同じで簡単に実がなりますので、下の平地のほうに作らないでくれと言っています。外来種ですから6年ぐらい前までは輸入したらいけない作物だったようです。美容と健康でアメリカのセレブが食べているそうです。食品ですのでちゃんと保健所に行って手続きをするように指導はしています。何か事故があつてからでは遅いのです。また、乾燥機を入れるようにという話もしています。

〇〇番委員 〇〇町の4番は借受人の年齢が高いようですが、大丈夫でしょうか。

橘町担当の委員 問題ありません。

会 長 よろしいですか。他に意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よつて、議案第4号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 農用地利用配分計画(案)》

会 長 次に、議案第5号。武雄市農用地利用配分計画（案）につきまして農林課から説明をお願いします。

農林課 農林課の水町と申します。議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご提案いたします。

今回、中間管理事業を活用した利用権設定について申請がなされております。先ほど第4号議案において、佐賀県農業公社の農地利用集積計画についてご承認いただいた件ということになります。

このことにつきまして、農業公社から受け手へ転貸するにあたり、武雄市の案を農業公社へ提案する必要がありますので、農業委員会のご意見を伺いたしたいと思います。

詳細については、〇〇町の田13筆、計29,103㎡、〇〇町の田4筆、計12,236㎡、〇〇町の田2筆、計1,709㎡について、受け手8経営体への転貸となっております。

このうち〇〇町の1番2番については新規です。他の7件は、JAの円滑化事業が終期を迎えたものが農地中間管理事業へ移行をするものですので、事実上の再設定になるかと思えます。

新規分の〇〇町の1番2番の受け手である〇〇さんは、父親と共に認定農業者であり地域の担い手として、〇〇町や〇〇町〇〇を中心に約13ヘクタールの経営をされています。米麦大豆を中心に土地利用型の経営をされています。始期は6月1日から10年間です。借賃については全て10アール当たり〇万円です。

その他の案件については全て5年間で、借賃、受け手の経営内容は記載のとおりですので、確認をお願いいたします。

昨年からご説明しておりますように、JAの農地利用円滑化事業で終期を迎えたものは、順次、農地中間管理事業へ移行するようにJAと佐賀県農業公社で合意がなされております。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長 はい、説明が終わりました。それでは議案第5号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 武内町の1番の賃料が高いようですがなぜでしょうか。

農林課 賃料は前回と変わっておりません。前は平成27年の6月から3年間で利用権を設定されていますが、その時も10アールあたり〇〇円でした。地域の平均からするとやや高い感じもありますが、双方合意の上で設定をされていると理解をしているところです。

〇〇番委員 設定にあたり農業委員を入れていませんか。

会 長 新規だけは地元の農業委員に話をしようをお願いをしています。

〇〇番委員 隣接する農地で耕作している者もいるので「あそこは高い」という話になり、金額がガラガラになります。集落営農内である程度価格を設定していかないと、集落営農自体が壊れてしまいます。

会 長 逆に言えば、JA の円滑化事業の再設定で、中間管理機構が入ったという話なので、どこが高いか安いかを判断するのかという話になりますが、私が思うには、地元の農業委員さんが高いといえは高い、標準と言えは標準と、地域で決めるのが一番いいのではないかと思います。武雄市いっぱい決めるのは難しいと思います。

再設定の場合は、農林課から地区の農業委員へ連絡をしてもらって、決定を出す前に、地区でも話し合いをしてみてください。

地区の農業委員さんに農林課から連絡があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇〇番委員 〇〇町の案件で、畑と記載がありますが、実際は田ですかね。

農林課 はい。登記簿上の地目を記載していますが、実際は「わのう」で田です。

〇〇番委員 〇〇町の1番2番の作り手は、今、たくさん借りて作っておられますが、事情が変わって作らなくなり、持ち主に返すことになった場合はどうなりますか。新たな作り手を地域で探すのは難しいと思いますが、農林課はどう考えていますか。

農林課 今回の案件は農林課が調整をしたものではなく、全て相対で持ってこられていますので、私共からどこまで働きかけをしたらよいか、そういう面もあるということをご理解いただきたいと思います。

今、委員さんからご指摘のあったように一経営体にあまりにも農地を集約した後で、その担い手が営農できなくなったらどうなるかというのは、私たちも大変危惧をしているところです。

会 長 この問題はどこでもあると思います。うちの集落営農でも、今まで父親が地域の農地も借りて作っていたが高齢で作れなくなったが、息子は会社員で自分の農地しか作らない、借りていた分は返すという話が出てきましたが、集落営農は法人化していないので受けられない。どうするかという話になっています。

〇〇番委員 集落営農に関連してですが、うちが今、県から指導を受けながら、話をしているという段階です。うちの集落営農でもさっそく1名倒れて、その農地をどうするかという問題が出てきましたが、法人化していないので受けられません。今、県から3、4回指導を受けていますが、法人化した後に、今度は、労働力をどうするかという問題があります。私たちの下の世代がいません。家庭に息子はいますが、勤めに出ているから農業をしないわけです。認定農業者がいるだろうといわれますが、認定農業者は自分のことで精いっぱいです。そういうことで、今、壁にぶつかっているところです。その辺を、農林課でもよその状況をつかんでいただいて指導をお願いしたいと思います。

〇〇番委員 法人化して利益が出たところはないようです。

会 長 これは大きな課題です。何もしないでいても年だけは取っていきますので。地域は地域で守っていかないといけないというのは、地域に根差した農業委員さんたちも、大きな課題として捉えて下さい。

〇〇番委員 別件で農林課に尋ねます。中間管理機構の事業で排水管、コルゲート入れについて説明して下さい。国の施策で、個人負担なくして、国県市が負担する、という事業は決定したのですか。

農林課 昨年、土地改良法の改正があり、農地中間管理事業で機構が借り入れる農地については、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めず、基盤整備が実施できるという制度が設けられております。この制度が設けられた背景としては、基盤整備が行われていないような条件が悪い農地についてはなかなか借り手がいないため、担い手への農地の集積が進まないということがあります。また一方で農地の所有者については、今後は耕作しないわけですから、農地にお金を入れるという事は避けたいという事があります。国としては、平成35年までに、担い手に80%の農地を集約したいという考えを持っているようですから、それに沿って新たな制度を創設されているということです。

要件は大きく5つあります。対象の農地は大字単位で取り組むということになりますが、その単位で相当程度に農地中間管理権が設定されることです。事業の実施単位は10ヘクタール以上です。その一つ一つの団地が平たん部では1ヘクタール以上、山間部では5反以上となっています。貸付の期間が15年以上。担い手への集積率、ここでいう担い手とは、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農の場合は「法人」です。任意組合は対象になりません。この3つが「担い手」という位置づけになりますので、これらへの農地の集積が80%以上になること、それと、収益性ですね。事業を実施した地域において販売額が2%以上向上すること、もしくは生産コストが20%以上削減すること。以上、5つの要件があります。

「同意なしでできる」「費用負担なしでできる」という言葉が先行しており

ますが、この事業を実施できる場所は、圃場整備をしていない農地で、かつこれだけの規模の農地を確保する必要があります。武雄市では80%近くで圃場整備が済んでおりますので、対象が狭まっているのかなという感じを持っています。また集落営農は「担い手」には含まれないという事ですので、これもハードになるのかなと感じています。また収益性の要件もあり、取り組むにはハードルが高いのかなと感じています。

会 長 よろしいですか。ほかに質疑が無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用配分計画（案）に対する意見につきまして、武雄市農業委員会としては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 非農地証明》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。〇〇町の田1筆、1,065㎡。「20年ほど前に転用許可を受けたが、諸事情で所有権移転ができなかった。その後、近隣の寺院に駐車場として貸している。」という案件です。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、計361㎡。「後継者がなく10年ほど前から耕作しておらず、雑木が茂っている。」という案件です。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆、206㎡。「後継者不足のため、10年ほど前から耕作しておらず、荒廃している」という案件です。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号に該当すると判断しており

ます。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。この3件について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

——— 《議案第7号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について》 ———

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 本市農業委員会では7月20日から「農地利用最適化推進委員」が新たに設けられます。推進委員は、担当区域における「農地等の利用の最適化の推進」活動を行っていただきます。具体的には、担い手への農地の集積や、耕作放棄地防止のための農地パトロール、新規就農者の支援業務などが挙げられます。任期は、農業委員と同じく、平成30年7月20日から3年間です。

推進委員については、農業委員と同じく、今年の2月20日から3月20日まで1か月間、推薦書と応募書の受付を行った結果、7ページに乗っておられる方々が、候補者として推薦を受けられました。なお、それぞれの担当区域において、定数どおりの推薦者数となっております。

つきましては、これらの候補者を推進委員として委嘱をするために、農業委員会としての議決が必要ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、農業委員については、先日、市役所内で評価委員会を行い審査の結

果、19名の候補者全員について、農業委員として内定をしたところです。農業委員は6月の市議会で議会の同意を受けた後に、7月20日に市長から任命を受ける予定です。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第7号について、ご意見、ご質疑等あれば出していきたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第7号についての質疑をとどめます。議案第7号、武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、原案通り決定することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号、武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定につきまして、原案のとおり決定することには決しました。最適化推進委員には、事務局から通知を出していただきたいと思ます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、平成30年5月の農業委員会総会を終わります。